

平成30年

春の全国交通安全運動

愛媛県実施要綱

運動の期間

4月6日(金)～4月15日(日)

愛媛県スローガン

手を挙げて 車にアピール「渡ります！」



内閣府

4月10日(火)は、全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」です



みんなで目指そう!
交通死亡事故抑止“アンダー50”

内閣府・愛媛県
交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の進め方

この運動が、真に県民総ぐるみの運動として展開されるよう、各推進機関・団体はそれぞれの特性を生かし、相互に連携し、総合力を発揮した効果的な交通安全活動を推進する。

運動重点

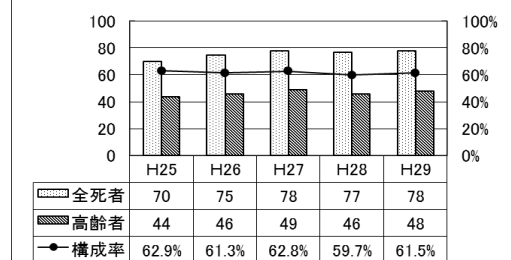
全国重点①

子供と高齢者の安全な通行の確保と 高齢運転者の交通事故防止

《推進項目》

- (1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容
 - ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
- (2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容
 - ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- (3) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障がい増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
 - イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サボカーS）の普及啓発
 - ウ 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
 - エ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
 - オ 改正道路交通法に係る認知機能検査や高齢者講習等の高齢運転者対策の周知徹底
 - カ 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進
- (4) 共通項目
 - ア 反射材用品等の着用の促進
 - イ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯の励行
 - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
 - エ 子供、高齢者、障がい者等に対する思いやりのある運転の促進
 - オ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

過去5年間の交通事故死者数(人)



全国重点②

自転車の安全利用の推進

《推進項目》

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- (2) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- (3) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- (4) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (5) 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
- (6) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進



自転車安全利用五則

(平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

※「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」では、励行事項として、全ての自転車利用者にヘルメット着用を規定

全国重点③

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

《推進項目》

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

愛媛県のシートベルト、チャイルドシート着用率（平成 29 年度警察庁・J A F 合同調査）

○ 愛媛県のシートベルト着用率 ※（ ）内は全国のシートベルト着用率

一般道路	運転者	98.0% (98.6%)	助手席	94.3% (95.2%)	後部席	36.7% (36.4%)
高速道路	運転者	99.7% (99.5%)	助手席	99.4% (98.3%)	後部席	74.3% (74.4%)

○ 愛媛県のチャイルドシート着用率 52.3%（全国のチャイルドシート着用率 64.1%）

全国重点④

飲酒運転の根絶

《推進項目》

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施



ハンドル
キーパー

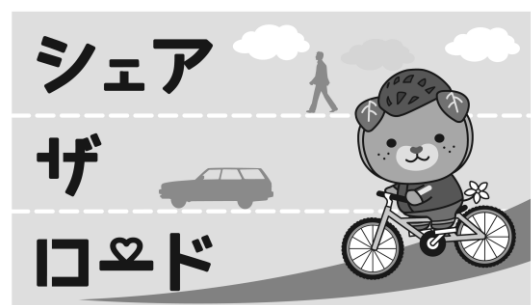
○ 愛媛県内における平成 29 年中の飲酒事故 ※（ ）内は前年比
発生件数 47 件(-17 件) 死者数 1 (-7 人) 傷者数 63 人(-9 人)

愛媛県重点

「シェア・ザ・ロード」の精神の普及促進 と自転車乗車用ヘルメットの着用促進

《推進項目》

- (1) 「思いやり 1.5m 運動」、「走ろう！車道運動」の実践を促すなど、「シェア・ザ・ロード」の精神の普及浸透
- (2) 命を守るために欠かすことのできない自転車乗車用ヘルメットの着用の促進
- (3) 自転車に乗車して歩道を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道通行の推進
- (4) 歩行者が頻繁に通行する歩道における、自転車の押し歩きの実践



実施機関・団体の主な推進事項

<p>全ての 機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、反射材用品等の着用、自転車の安全利用の促進、全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用等、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
<p>県・市町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。 ○ 地域住民が参加しやすい、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーンなどの諸活動を展開し、又は支援する。 ○ 各種広報媒体を活用し、運動の広報啓発活動を活発に展開するとともに、自転車安全利用の周知徹底、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、反射材用品・明るい目立つ色の衣服等着用の必要性、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響、運転中や歩きながらのスマートフォンの操作等の危険性、過労運転の危険性、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開する。
<p>学 校 教育関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供や保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育を図る。 ○ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線から見た通学路等における危険箇所の把握と解消に努める。 ○ 自転車乗車用ヘルメットの着用やシートベルトの正しい着用について指導する。
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の総量抑止に向けた交通安全対策を強力に推進する。 ○ 各種広報媒体を積極的に活用して本運動の周知を図るほか、交通事故発生状況及び交通事故分析に基づいた分かりやすい安全情報を提供し、効果的な活動の促進及び県民の交通安全意識の高揚を図る。 ○ 関係機関・団体と連携し、交通安全イベントや世代間交流型交通安全教室など参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、街頭での積極的な声かけ活動や夜間反射材の直接貼付活動等を展開する。 ○ 交通ルールの遵守と相手に対する思いやり、ゆずり合いの気持ちを持ったマナーの向上を図るとともに、交通事故分析に基き事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反の指導取締りを強化する。
<p>交通安全 関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有する広報資材を有効に活用して、効果的な広報啓発活動を実施する。 ○ 各機関・団体等と連携し、街頭活動を積極的に展開するとともに、世代間交流にも配慮した、参加・体験・実践型の交通安全教育と子供と高齢者の保護誘導活動や高齢者世帯訪問活動を推進する。 ○ 子供と高齢者を重点とした交通安全教育を推進し、歩行中や道路横断時、自転車利用時の安全意識の向上を図る。
<p>高齢者 関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催による歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導を行う。 ○ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消に努める。
<p>その他 機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検の普及活動を推進し、車両の安全運行に努める。 ○ 自治体や警察との連携のもと組織の特性に応じた取組みを推進するとともに、職員・会員等を運動行事に積極的に参加させる。 ○ 報道機関は、積極的に運動の周知報道に努めるとともに、関係機関・団体等が行う各種行事開催の機会をとらえて広報啓発活動を行う。